

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;"> [日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合 </p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00069 <u>最終改正 平成22年3月29日</u></p> <p>1. 基本的引受基準</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) ①~② (略)</p> <p>③ 政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）</p> <p>イ. 「政府開発援助契約等」1（1）及び2. については輸出契約等の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず海外商社名簿について（01-制度-00063）のGB格、EB格又はSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす）</p> <p>ロ. 上記イ以外の「政府開発援助契約等」については、ILCスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者、技術提供者若しくは仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付けされている場合に限る</p> <p>④ (略)</p> <p>(7) ~ (9) (略)</p> | <p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;"> [日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合 </p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00069</p> <p>1. 基本的引受基準</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) ①~② (略)</p> <p>③ 政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定並びに設備財特約書第4条第6項にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）</p> <p>イ. 「政府開発援助契約等」1（1）及び2. については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず海外商社名簿について（01-制度-00063）の事故管理区分に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす）</p> <p>ロ. 上記イ以外の「政府開発援助契約等」については、ILCスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者、技術提供者若しくは仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付けされている場合に限る</p> <p>④ (略)</p> <p>(7) ~ (9) (略)</p> | |

(10) 「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日 01-制度-00034) 第22条から第24条までのいずれかに該当する輸出契約等については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1.(3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。

(11) その他

① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00042)により取り扱うこととする。

ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。

② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日 01-制度-00034) 第15条により取り扱うこととする。

③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00043)により取り扱うこととする。

2. 国別引受制限 (略)

附 則 [平成22年3月29日]

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

(10) その他

① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00042)により取り扱うこととする。

ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。

② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日 01-制度-00034) 第15条により取り扱うこととする。

③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00043)により取り扱うこととする。

2. 国別引受制限 (略)